

## 1 めむろ新嵐山株式会社の経営破綻について

### (1) 経営状況の認識及び指定管理者への指摘・共有事項について

①毎年6月に開催される株主総会に、出資者である町の代表として町長が出席し、年度毎の貸借対照表及び損益計算書の報告を受けていた。

②令和4年4月27日及び、令和5年5月2日に「指定管理にかかる委託料支払日変更についての協議書」が、会社から町に提出があった。新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化により資金繰りが厳しいことから、指定管理料の支払月を4月・5月に変更してほしいとのことで、会社の支払遅延を防ぐ観点からも申し出に対応した。(令和3年度までは、4月、10月の2回払い)

③特に令和5年度については、資金繰りが厳しいことは町として認識はしていたが、会社が金融機関の借り入れなどを模索すると理解していた。

④令和5年6月、金融機関からの借り入れが困難になったことから、会社から町に資金支援の申し出があり、支援策について検討を始めた。

### (2) 今後の対応（会社清算関連事項）について

①会社が債権整理に関する業務を弁護士に一任しており、スケジュールなどは確定していないことが多い。

②町は、令和5年10月17日付で指定管理契約に係る指定を解除しているが、解除後の委託料は返還にならない。(年間委託料 53,495千円)

③会社への出資金(30,000千円)が返還になる可能性は低い。

④町が100%出資した会社を清算することになった経過や要因などについて、会社の清算業務が完了したのちに、何らかの検証を行うことを検討している。(手法等は未定)